

CSF・ASFをめぐる情勢と今後の対応

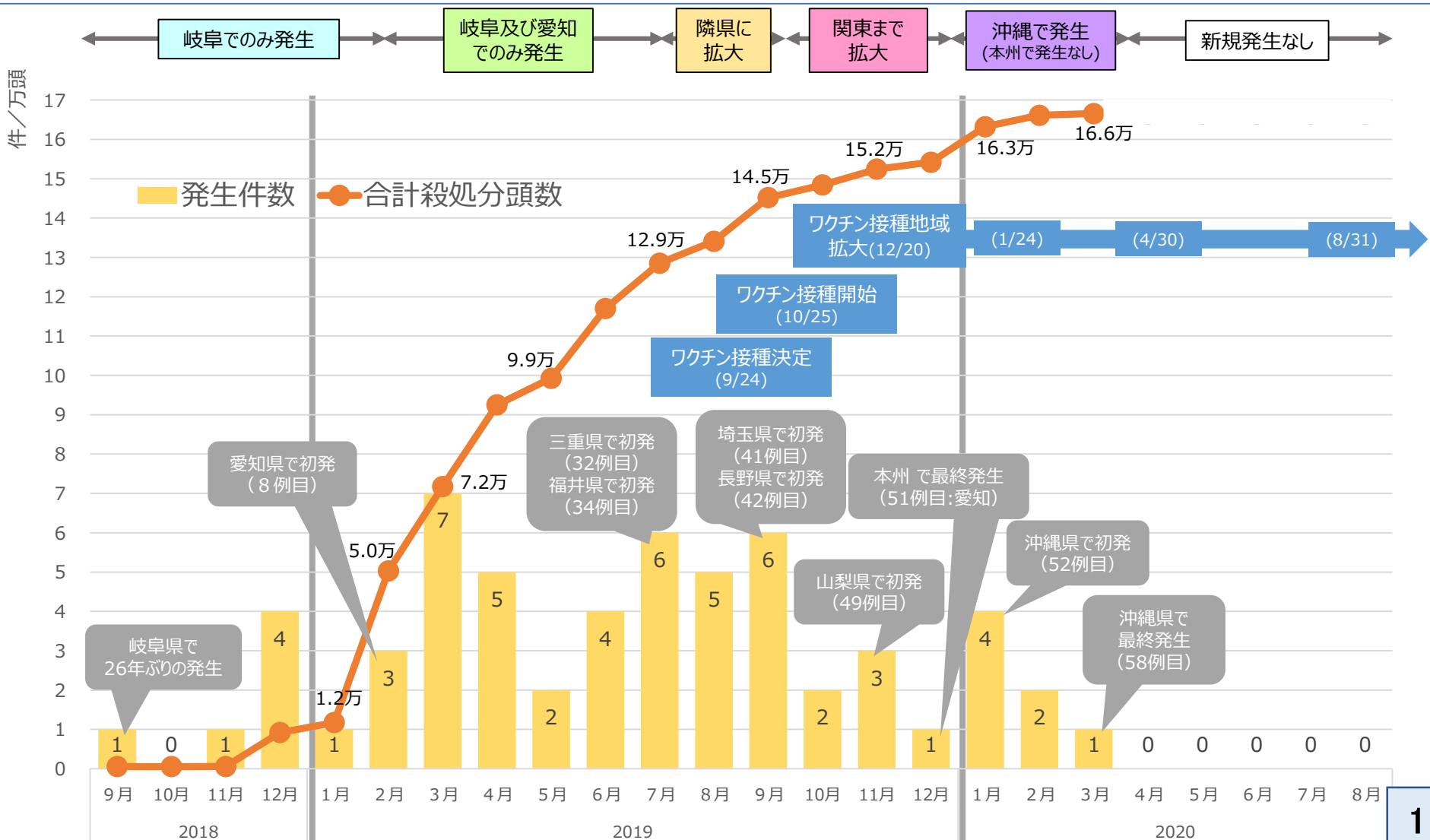
～CSF発生から2年を受けて～

令和2年9月

農林水産省 消費・安全局

CSF（豚熱）発生の経過

- 2018年9月9日の岐阜県での発生以来、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県及び沖縄県の8県で計58事例発生し、これまでに約16.6万頭を殺処分。
- 2019年9月24日にワクチン接種を決定、10月15日に防疫指針を改訂、10月25日からワクチン接種開始。
- 本州では2019年12月17日の愛知県での発生を最後に、また、沖縄県では2020年3月12日の発生を最後に、新規発生はない。



CSF（豚熱）清浄国について

清浄国とは

- OIE（国際獣疫事務局）が、特定疾病（口蹄疫、BSE、CSF等）の清浄性に係る状況を、加盟国・地域の申請に応じ、専門家が評価した上で総会で採択し、当該国・地域の清浄ステータスを公式に認定。
- 清浄国のステータスを維持するためには、OIEコードに規定された清浄国の要件を継続的に満たす必要。
- 我が国のCSFに係るステータスは、2007年4月から清浄国であった（※）が、2018年9月の国内での発生を受け、一時停止（※最長2年）となっている。2020年9月3日に清浄国のステータスを消失する。

※ CSFのステータスの公式認定は2015年から開始（それまでは自己清浄化宣言）。

清浄国の要件

- 過去12ヶ月間、飼養豚でCSFの発生がない
- 過去12ヶ月間、飼養豚へのワクチン接種が行われていない（マーカーワクチンを除く。）
- 過去12ヶ月間、飼養豚でサーベイランスが実施されている
- 感染野生イノシシが国内にいる場合、飼養豚と野生イノシシの群が適切な措置により分離されている 等

日本のCSFステータスに係る経緯

CSF清浄化・清浄性維持

- ・ 戦後最多の発生（66年）
 - ・ 最終発生（92年12月）
 - ・ ワクチン中止（06年4月）
 - ・ アジアで唯一の清浄国（07年4月～）
- ポイント
- ・ イノシシに侵入なし
 - ・ 生産者の努力
 - ・ ワクチンコスト低減
 - ・ 清浄化後は非清浄国からの輸入解禁要請に対して優位な立場

CSF再発～ステータス消失

- ・ 26年ぶりの再発（18年9月）
 - ・ ステータス一時停止（18年9月～20年9月）
 - ・ ワクチン接種開始（19年10月）
 - ・ ステータス消失（20年9月）
- ポイント
- ・ イノシシに侵入、ワクチン面的接種
 - ・ 現在の輸出相手国への影響なし
 - ・ 非清浄国からの輸入解禁要請（台湾）

清浄国ステータス取得のメリット

- ・ 新たな輸出先（米国・EU）の開拓
- ・ 非清浄国からの輸入解禁要請に対して優位な立場

※なお、ステータス取得・維持に向けた取組はASF対策にも通じるもの。また、最終的にワクチン接種が不要な状態になれば、ワクチン接種に係るコストの低減にも繋がる。

1 感受性動物対策

野生イノシシにおけるCSF撲滅前にワクチンの接種終了の判断は困難。

そのため、ステータスの早期再認定のためには、通常のワクチンからマーカーワクチンに切り替える方法あり。

2 飼養豚－野生イノシシ遮断対策

ワクチン接種の有無に関わらず、飼養豚を野生イノシシから遮断（隔離）することが最善策。

そのため、飼養衛生管理基準の遵守徹底による遮断を目指す。

3 野生イノシシ対策

野生イノシシにおけるCSF撲滅に向け、捕獲強化を継続。

経口ワクチンについては、有効性とサーベイランス調査結果を踏まえて、適切に散布する必要。

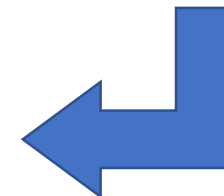
CSF撲滅後においても、サーベイランスは一定頻度で継続。

ゾエティス社（米国）のCSFマーカークワクチンの評価結果について

ワクチンに求められる要件			ゾエティス社製の試験結果
通常のワクチン (①+②)	①有効性 効果があること		○
	②安全性 安全であること		○
マーカークワクチン (①+②+③)	③識別性 マーカークワクチン接種豚と 野外株感染豚が識別できる こと		×

防疫面で支障を来たことから
現場では使用できない。

国産のCSFマーカークワクチンの開発を開始



①野生イノシシ対策

(1) サーベイランスの強化 CSF ASF

- 平成30年9月から、**全都道府県における野生イノシシのサーベイランスを開始**。
- 令和元年9月には、飼養豚でのCSF感染が関東まで拡大したことを受け、**CSF陽性が確認されている県に隣接する13都府県**において、サーベイランス強化区域の設定、抗原検査及び血清抗体検査の実施等を通知し、**サーベイランス体制を更に強化**。現在、**25都府県に拡大**。

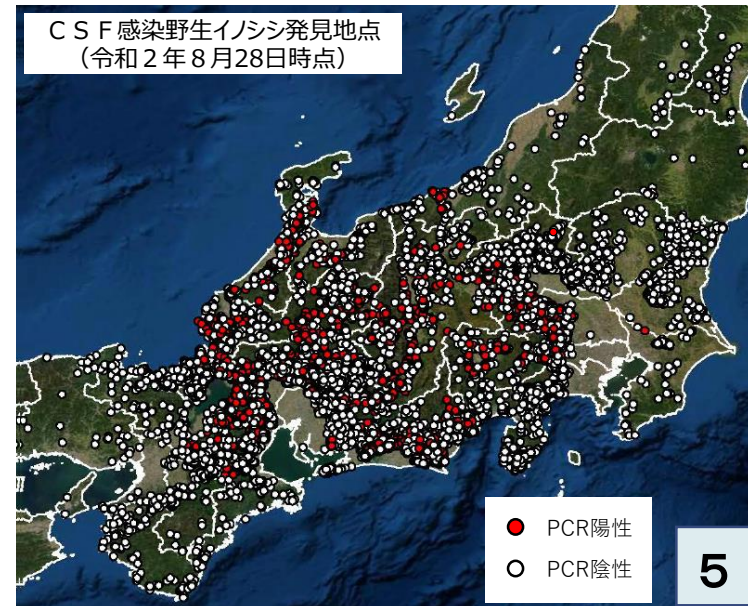
(2) 捕獲の強化 CSF ASF

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、**CSF陽性が確認されている県及びその隣接県25都府県**に「**捕獲重点エリア**」を設定。
- 猟銃の効果的な活用、わな設置数の増加を行うことで、**野生イノシシの捕獲を強化**。

(3) 経口ワクチン散布 CSF

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。その後、野生イノシシにおける感染確認状況を踏まえ、東日本・西日本に、**重点的にワクチンを散布する防疫帯を構築**。防疫帯内でも、ウイルス濃度低減のための散布を継続。
- 現在、CSF陽性が確認されている県及びその隣接県**25都府県**のうち、沖縄県及び福島県を除く**23都府県**で約**60万個**の経口ワクチンを散布。
- 自衛隊ヘリコプターを活用した空中散布実証実験を経て、**空中散布マニュアルを作成し、民間企業説明会を開催**。

17都府県で
CSF陽性野生イノシシを確認。



(4) 法改正等の対応 CSF ASF

- サーベイランス、経口ワクチン散布等を
家伝法に位置付け（令和3年4月施行）。

①野生イノシシ対策（参考）

C S F 経口ワクチン空中散布

○ 実証実験

令和元年11月28日、人の立ち入りが困難である急峻な山岳地帯に生息する野生イノシシに対する経口ワクチンの散布方法として、陸上自衛隊第12旅団の協力を得て、**自衛隊ヘリコプター**を活用した空中散布の実証実験を実施。

○ 空中散布の実施（自衛隊ヘリコプター活用）

① 栃木県(日光市)

- ・ 令和元年12月20日
- ・ 約5,000haに約2,500個を散布

② 栃木県(日光市、佐野市)

群馬県(沼田市、桐生市、富岡市、甘楽町、下仁田町)

- ・ 令和2年4月15、16日
- ・ 約8,000haに約4,000個を散布

○ 手引き作成・説明会開催

自衛隊ヘリコプターを活用した空中散布の実施を経て、「空中散布の準備と実施の手引き」を作成。
令和2年7月29日、民間企業説明会を開催。

C S F 経口ワクチンの国産開発

○ レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業

- ① 事業実施期間：令和2年度～令和4年度
- ② 委託先：農研機構、共立製薬、県立広島大
- ③ 事業実施期間中に、**ワクチン株の開発、国内での使用に適したベイト剤等の開発及び試作経口ワクチンの効果確認**

の実施を想定。

＜経口ワクチンの構造＞

ベイト剤（コーンスターチ等）

ワクチン液

ベイト剤（コーンスターチ等）

○ 国産開発に向けた課題等

- ① 注射によるワクチン接種に比べ、**ワクチンを口から飲ませる(経口投与)**だけでは効果が出ない。
※ 経口投与で効果を出すためには、注射による接種よりも多くのウイルス量が必要。
- ② 扁桃への感染を容易にするためには、**口の中に長く留まり、咀嚼回数が多くなるベイト剤**の開発が必要。
- ③ 国内のイノシシは、現行のトウモロコシよりも**米ぬかを使ったベイト剤をよく食べる可能性あり**(捕獲やワクチン散布の際には米ぬかを使って誘引)。

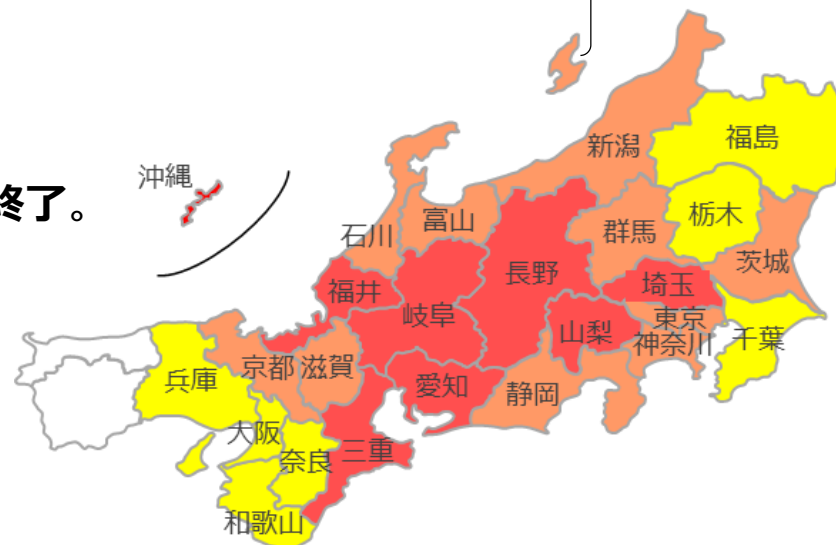
②感受性動物対策

（１）予防的ワクチン接種

- **令和元年9月**、関東へのCSF感染の拡大を受けて、**予防的ワクチンの接種を決定**。
- **同10月**、CSFに関する特定家畜伝染病防疫指針を改訂し、同指針に基づき、**12県をワクチン接種推奨地域に指定**。
その後も、野生イノシシにおける感染確認状況を踏まえ、**随時、ワクチン接種推奨地域の見直し**を行い、**現在、25都府県をワクチン接種推奨地域に指定**。

- | | |
|--------------|-------------------------------------|
| 【令和元年10月に指定】 | 岐阜、愛知、三重、福井、長野、富山、石川、滋賀、群馬、埼玉、山梨、静岡 |
| 【令和元年12月に指定】 | 新潟、栃木、茨城、千葉、東京、神奈川、京都、奈良 |
| 【令和2年1月に指定】 | 沖縄 |
| 【令和2年4月に指定】 | 兵庫、大阪、和歌山 |
| 【令和2年8月に指定】 | 福島 |

- 都道府県が予防的ワクチン接種プログラムを策定し、面的に、全頭に予防的ワクチン接種を実施。
福島県を除く**24都府県**において、**ワクチンの初回接種を終了**。
- 今後も、**ワクチン接種推奨地域**については、野生イノシシにおける感染状況を踏まえつつ、**定期的に見直しを検討していく方針**。



（２）法改正等の対応

- **飼養豚**あるいは**野生イノシシ**において、ASF感染が確認された場合、**原則として、発生農場あるいは野生イノシシ確認地点を中心とした半径500mから3km以内の農場の飼養豚の予防的殺処分**を家伝法に位置付け。
(議員立法で先行措置。令和2年2月施行)

飼養豚陽性発生県：赤色

【8県】（飼養頭数 951,040頭(全国の10.4%)）

野生イノシシ陽性発生県：赤色(沖縄を除く) 橙色

【17都府県】（飼養頭数 2,264,720頭(全国の24.7%)）

飼養豚へのワクチン接種推奨地域：赤色 橙色 黄色

【25都府県】（飼養頭数 3,642,690頭(全国の39.8%)）

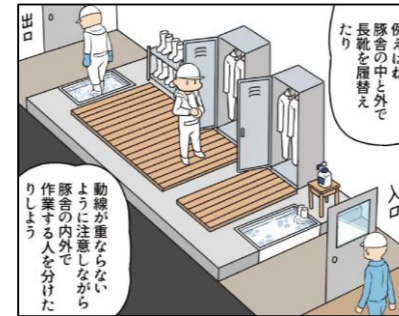
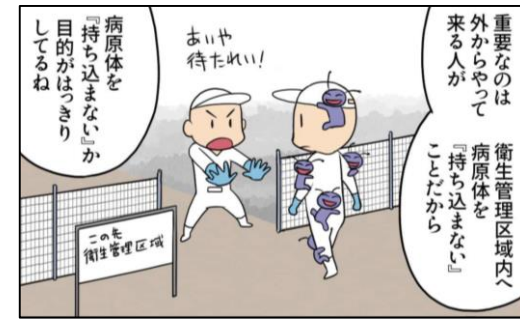
③感染経路遮断対策

(1) 飼養衛生管理基準の遵守の徹底

CSF

ASF

- 農場を囲い込む野生動物侵入防護柵の設置等の野生動物侵入防止対策の義務付けやエコフィードの加熱の厳格化のため、飼養衛生管理基準を改正。
- 生産者にもわかりやすいガイドブック等を用い、新たな基準を周知。
- 改正飼養衛生管理基準は、令和2年7月1日に施行。ただし、一部については猶予期間を設けており、野生動物侵入防護柵の設置義務は令和2年11月1日、エコフィードの加熱基準は令和3年4月1日に施行予定。



(2) 法改正等の対応

CSF

ASF

- 飼養衛生管理基準の遵守に係る**是正措置の拡充**。
 - ・ 農場に飼養衛生管理に係る**責任者を選任**。【令和2年7月施行】
 - ・ **指導等指針（国策定）、指導等計画（都道府県策定）**の制度を創設。【令和3年4月施行】
 - ・ **都道府県知事**が家畜の所有者に対し、飼養衛生管理基準の遵守について、指導・助言を経ないで**緊急に勧告・命令が行えるよう措置**。
併せて、当該措置については**国が都道府県知事に対し実施すべき旨を指示できる対象事務に追加**。
【令和2年7月施行】
 - ・ **都道府県知事**は、飼養衛生管理基準の遵守に係る**命令違反者を公表**できるよう措置するとともに、**国は、都道府県の飼養衛生管理の状況等について、積極的に公表**できるよう措置。【令和2年7月施行】
 - ・ 飼養衛生管理に関する**罰則を強化**。【令和2年7月施行】

④水際対策

(1) 相手国から持ってこさせない

CSF

ASF

- SNS、現地メディア、旅行代理店等を通じた**注意喚起、多言語動画**の配信
- 航空会社等への**情報提供、ポスター掲示・機内アナウンス**の依頼
- 外国の**検疫当局との連携**
 - ・ **中国海関総署との間で、旅客の携帯品、郵便物の検疫強化に関する協力覚書に署名。**

(2) 日本に入れさせない

CSF

ASF

- 検疫探知犬の増頭
 - ・ **令和元年度当初33頭**
 - ⇒ 令和2年4月現在53頭
 - ⇒ 令和2年7月現在96頭
 - ⇒ **令和3年3月末140頭**
- 畜産物の**違法な持込みに対する対応の厳格化【平成31年4月】**
 - ・ **違反者情報をデータベース化し、関係省庁と共有して対応（逮捕事例あり）。**
- **税関と連携した検査の実施**
 - ・ **肉製品の持込みに有無に関する質問が目立つよう、税関申告書の様式を変更。**



(3) 法改正等の対応

CSF

ASF

- **家畜防疫官の質問・検査権限、廃棄権限を措置、罰則強化等【令和2年7月施行】**

④水際対策（参考）

英語版

**Bringing
meat and meat products
into Japan is prohibited.**

 **Your entry into Japan could be denied
if you bring disapproved meat or meat products.**



Check our website for more details.

If you smuggle meat or meat products,
you may be imprisoned **up to 3 years** or **fined up to 3 million yen**
(**up to 50 million yen for businesses**).

This will apply to cooked, vacuum packed and/or purchased in duty free shop meat and meat products.

Animal Quarantine Service
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan



中国語版

**肉制品 STOP
禁止带入日本**

 **携带禁止进口的畜类产品，可能会被拒绝入境。**



详情请扫二维码！！

未经许可违法携带肉类等畜产品进入日本，
将被判处 **3 年以下的有期徒刑 或 300 万日元以下的罚款**
(**法人团体最高罚款金额为 5,000 万日元**)

肉制品包括煮熟的、真空包装以及在免税商店购买的。

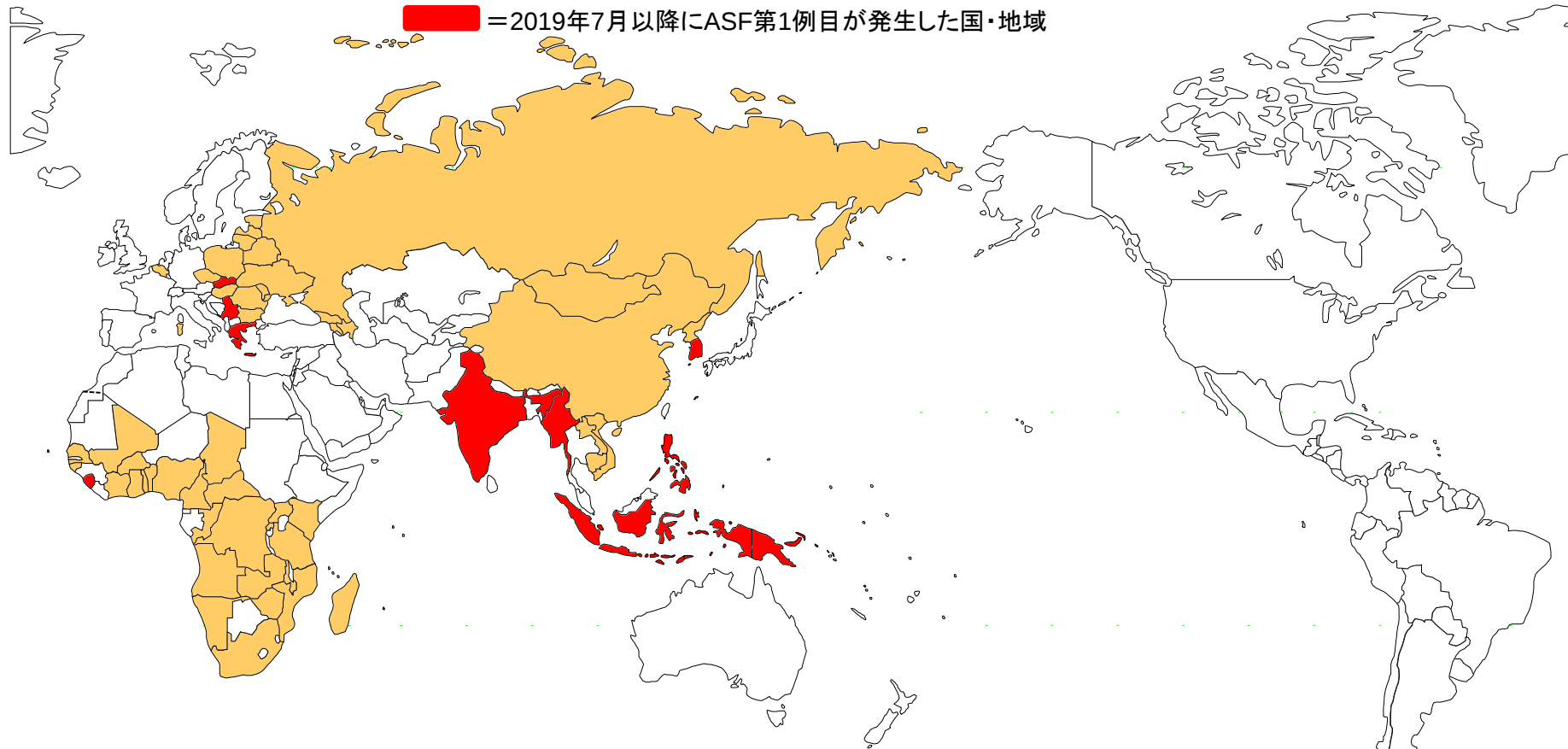
日本农林水产省动物检疫所



ASFの発生状況

2020年8月1日時点

= 2005年以降にASFの発生をOIE等へ報告した国・地域
 = 2019年7月以降にASF第1例目が発生した国・地域



アフリカ(30か国・地域)

アンゴラ	コートジボワール	ルワンダ
ベナン	ガーナ	セネガル
ブルキナファソ	ギニアビサウ	南アフリカ共和国
ブルンジ	ケニア	タンザニア
カメルーン	マダガスカル	トーゴ
カーボヴェルデ	マラウイ	ウガンダ
中央アフリカ	モーリシャス	ザンビア
チャド	モザンビーク	ジンバブエ
コンゴ民主共和国	ナミビア	マリ
コンゴ共和国	ナイジェリア	シエラレオネ

アジア(13か国・地域)

中国	東ティモール
モンゴル	インドネシア
ベトナム	インド
カンボジア	
香港	
北朝鮮	
ラオス	
ミャンマー	
フィリピン	
韓国	

ヨーロッパ(20か国・地域)

アルメニア
アゼルバイジャン
ジョージア
イタリア(サルジニア島に限る)
ロシア
ウクライナ
ベラルーシ
リトアニア
ポーランド
ラトビア

オセアニア(1か国・地域)

パプアニューギニア
エストニア
モルドバ
チェコ※
ルーマニア
ハンガリー
ブルガリア
ベルギー
スロバキア
セルビア
ギリシャ

※チェコ: 2019年4月19日に清浄化を宣言